

他自治体の自治基本条例の施行及び改正状況

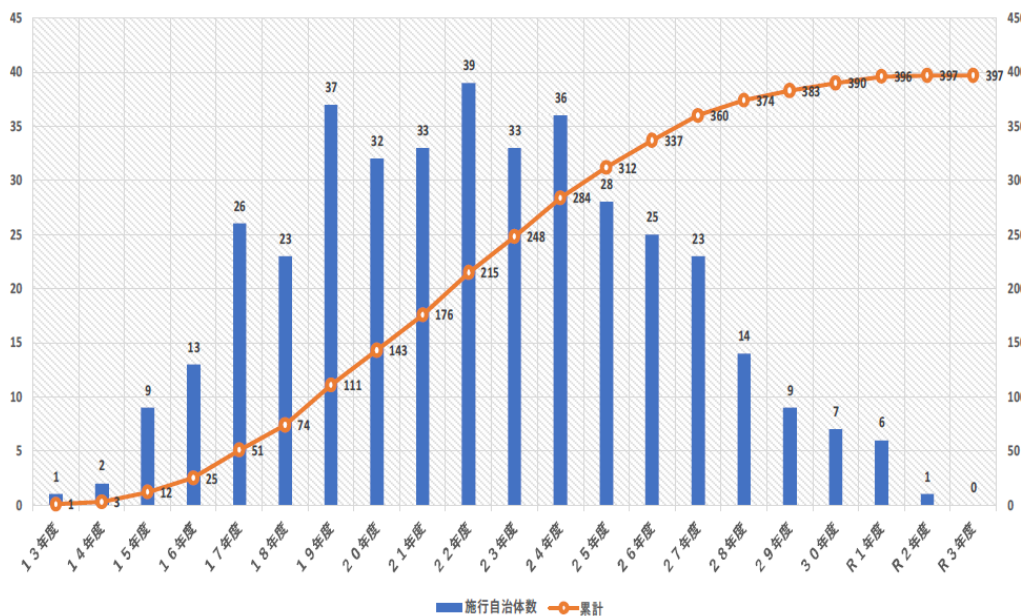
1 自治基本条例施行状況

(1) 施行の有無

項目	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
施行自治体数	1	2	9	13	26	23	37	32	33	39	33	36	28	25	23	14	9	7	6	1
累計	1	3	12	25	51	74	111	143	176	215	248	284	312	337	360	374	383	390	396	397
比率	0.1%	0.2%	0.7%	1.4%	2.9%	4.1%	6.2%	8.0%	9.8%	12.0%	13.9%	15.9%	17.4%	18.8%	20.1%	20.9%	21.4%	21.8%	22.1%	22.2%

⇒ 全国の 1,788 自治体（都道府県 47、市 792、特別区 23、町 743、村 183）のうち、
約 22%（397 自治体） が自治基本条例を施行

(2) 年度別自治基本条例施行状況



2 政令指定都市の自治基本条例施行状況

都 市	施 行	見直し期間の 規定	改 正	改 正 内 容
川崎市	H17.4.1	無	無	
静岡市	H17.4.1	無	H28.3.18	住民投票の実施請求権引き下げによるもの（20⇒18 歳）
札幌市	H19.4.1	5 年を超えない 期間ごと	H26.10.6	札幌市の付属機関を見直したことにより、「付属機関その他類するものの」のうち「その他類するもの」がなくなったため削除
新潟市	H20.2.22	5 年以内	H27.3.20	「地域コミュニティ」の例を具体的に明文化 （地域コミュニティ協議会、自治会、町内会、特定非営利活動法人など）
熊本市	H22.4.1	4 年を超えない 期間ごと	H27.4.1 H31.4.1	政令市移行に伴う区におけるまちづくりを新たに明記 「未成年」の表記を「18 歳未満」と変更 「危機管理」に関する“章”を追加
北九州市	H22.10.1	5 年を超えない 期間ごと	無	

⇒ ①政令指定都市 20 都市中、6 都市が自治基本条例を施行

②6 都市中、4 都市が見直し等の措置を行う期間を規定（本市→4 年、ほか 3 都市→5 年）

③6 都市中、4 都市が自治基本条例を改正（本市→2 回改正、ほか 3 都市→1 回改正）

※参考文献：NPO 法人公共政策研究所、全国の自治基本条例一覧、<http://koukyou-seisaku.com/policy3.html>

3 政令指定都市の自治基本条例で規定している事柄

条文に記載している事柄	川崎市	静岡市	札幌市	新潟市	熊本市	北九州市
基本理念	○	○	○	○	○	○
自治の基本原則	○	○	○	○	○	○
市民の権利・責務等	○	○	○	○	○	○
市長（行政）の責務・役割等	○	○	○	○	○	○
議会の責務・役割等	○	○	○	○	○	○
市民参画（参加）	○	○	○	○	○	○
協働	○	○	○	○	○	×
情報提供・共有・公開等	○	○	○	○	○	○
個人情報	○	○	○	○	○	○
区のまちづくり	○	×	○	○	○	○
コミュニティ活動	○	×	×	○	○	○
区単位の団体（区民会議等）	○	×	×	○	×	×
住民投票	○	○	○	○	○	○
危機管理	×	×	×	×	○	×
国・他自治体との連携	○	○	○	○	○	○
国際社会との連携	×	×	○	○	○	○
自治に関する検討委員会・審議会	○	○	○	○	○	○
最高規範性	○	○	○	○	○	○

⇒ ①政令指定都市において自治基本条例に規定している事柄は共通点が多い。

②本市の自治基本条例の特徴として、コミュニティ活動や危機管理について規定していることが挙げられる。